

令和7年度第3回千代田区有地等活用検討会 議事概要

1. 日 時

令和7年8月29日（金）10時00分～11時32分

2. 場 所

特別会議室

3. 出席者

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ◎ 副区長 | 政策経営部長 |
| ○ 教育長 | ○ 財産管理担当部長 |
| 子ども部長 | 総務課長 |
| 教育担当部長 | 企画課長 |
| 児童・家庭支援センター所長 ^(※1) | 財政課長 |
| 保健福祉部長 | 施設経営課長 |
| 地域保健担当部長 | 財産管理担当課長 |
| 地域振興部長 | |
| 環境まちづくり部長 | |
| ゼロカーボン推進技監 | |
| まちづくり担当部長 | |
| 地域まちづくり課長 ^(※2) | |

（◎…委員長 ○…副委員長）

※1 議題（1）のみ出席
※2 議題（1）（2）出席

4. 議 題

- （1）旧九段中学校を活用した中高生の居場所事業について
- （2）（仮称）神田錦町三丁目南部東地区第一種市街地再開発事業について
- （3）旧永田町小学校校舎の取扱いについて
- （4）将来の公共施設整備に備えた土地保有・活用の考え方について

5. 概 要

(1) 旧九段中学校を活用した中高生の居場所事業について

旧九段中学校の一部を、最短で来年度 8 月から中高生の居場所事業として暫定的に活用する方向性を確認した。なお、事業の恒久的な実施場所については、今後も継続して検討していくこととする。

<主な意見等>

- 将来的には富士見二丁目の再開発事業で竣工する建物に中高生の専用スペースを設けたいと考えている。まずは中高生のニーズを把握するために、中高生を巻き込みながら、当事者の意見を聞いて施設を造りたいと考えている。このため、このような暫定的な形で事業展開していきたい。
- 富士見二丁目再開発の敷地は、現在有力候補の一つとして検討している。今年度からすでに中高生を含む子どもたちへのアンケートなどを開始しており、今後も暫定施設の運用後に、アンケートやイベント参加を通じて、子どもたちと一緒に内容を決めていきたいと考えている。
- まずは、旧九段中学校の空いているスペースを活用して事業を試行し、その結果を検証していくという趣旨で進めている。
- 仮に富士見二丁目再開発ビルで専用スペースを設けるならば、今後、権利変換や設計が進む予定なので、特殊な設備を導入する場合は、早い段階で仕様を決定する必要がある。現時点では問題ないが、特殊な機能を盛り込む場合は、タイミングに注意が必要である。
- 中高生の居場所に対するニーズは確実にあり、現状では中高生が多く、受け入れが困難な施設も存在している。そのため、何らかの受け皿が必要であることは明らかであり、拠点の新設か既存施設の拡充かは別として、全体としてこの取り組みは進めていくべきだと考えている。
- 今後の人口動態や学校の役割の変化など、時代の流れによって状況は変わる可能性がある。ただ現時点では中高生の居場所が必要とされており、行政がその受け皿を用意することも妥当だと考えられる。将来的には、社会の動きや学校のスペース活用などを見ながら柔軟に展開していくことになるだろう。

(2) (仮称)神田錦町三丁目南部東地区第一種市街地再開発事業について

現在検討中の再開発事業が進んだ場合に、区が取得を希望する土地はB街区とし、取得面積については従前の区有施設と同等以上の規模を確保する方針であることを確認した。

今後、この方針に基づき、再開発準備組合と協議を進めていくこととする。

<主な意見等>

【再開発事業の内部情報等が含まれるため、非公開】

(3) 旧永田町小学校校舎の取扱いについて

旧永田町小学校の校舎の取扱いについて、現存する校舎を解体する方針を確認した。

<主な意見等>

- 本件は、パブリックコメントとは異なる手続きとして取り扱う予定である。思い入れのある校舎を解体することとなるため、本来であれば卒業生など関係者に対して直接意見を伺うことが望ましいが、関係者の所在を把握できていない状況にある。そのため、資料等の取扱いについて、ホームページ等を通じて広く意見を募集する予定である。
- 区政の政策決定は、選挙で選ばれた区長が決定し、議会に諮ることで進められるものであり、これが地方自治の基本である。その過程において、誰からどのように意見を聴取するかが重要であり、議会のほか、パブリックコメントや各種会議、内部会議などが手段として用いられている。これまでの区政でも様々な方法が試みられてきたが、住民との摩擦が生じた事例もあり、制度の整理が必要な時期に来ていると考える。例えば、区政モニターの人数が拡大しているが、その目的や役割が不明確であり、住民参画の公平性にも課題がある。参画・協働のガイドラインが今の時代に合っているのか、区政全体で整理すべき時期に来ているのではないか。
- 参画・協働の手法は、時代や課題に応じて柔軟に変えていく必要がある。適切な結論を導くには、個別具体の課題に応じた方法と、その時代に合った手法を選ぶしかない。今回の意見照会については、関係者を特定するのが難しいため、広くホームページなどで意見を募る形が取られている。

- 今回の意見照会は、建物の解体に対する賛否を問うものではなく、首脳会議において解体方針を決定したことを前提としている。議会としての初期段階の判断のタイミングは次年度予算に計上される解体設計経費の承認であり、将来的には解体契約に関する議案が提出される可能性もある。そのような中で、意見照会の目的は二点ある。第一に、資料の保存方法などについて関係者の意見を収集し、今後の参考資料とすることである。第二に、説明責任の履行としての意味合いがある。
- 校舎解体への対応（校舎関係の記録の保存）は、非常に重要な事項であり、区政全体に関わる内容であると認識している。これは建物の解体と一体的に検討すべき課題である可能性もある。町の人々は、昔の映像や写真、記録など、建物や道路に関する過去の資料に強い関心を持っており、そうした資料の保存方法については、区として積極的かつ体系的に取り組むべきであると考えている。

（４）将来の公共施設整備に備えた土地保有・活用の考え方について

将来の公共施設整備に備えた土地の保有・活用方針について、その素案の内容を確認した。

<主な意見等>

- 留保財産の解除はあくまでも内部の位置づけの変更であって、内外への区としての意思表示を想定している。

以 上